

令和6年度住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 高山村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅取得費	助成	高山村定住促進住宅取得費等補助金	・居住の為に入手する住宅で、居室、玄関、台所、トイレ、浴槽があり、居住面積が50㎡以上のも ① 新築住宅 建築基準法に基づく関連規定に適合していること、住宅取得等価格(土地代を除く)が1,000万円以上 ② 中古住宅 住宅取得等価格(土地代を含む)が300万円以上 ③ 取得する中古住宅の修繕 工事費用が20万円以上	(1) 若年層世帯(夫婦の合計年齢が90歳未満) (2) 取得から5年以上、住宅に居住し定住すること。 (3) 取得する住宅に係る者が、登記名義人であること。 (4) 令和6年4月1日以降に取得する住宅であること。 (5) 取得する住宅に居住する全員が村税等租税公課を滞納していないこと。 (6) 取得する住宅に居住する全員が専任職員でないこと。 ※中学生以下の子を扶養している場合は加算補助あり	① 新築住宅 補助率 1/10、上限額 200万円 ② 中古住宅 補助率 1/10、上限額 100万円 ③ 取得する中古住宅の改修 補助率 1/2、上限額 100万円 ※加算補助として子ども1人につき			随時受付	枠設定無	地域振興課	0279-63-2111		
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	高山村高齢者住宅改修費助成事業	(1)助成は1世帯につき1度限りとする。 (2)助成対象費用は、当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改修費及びこれに必然的に付随する付帯工事費に限るものとする。	1 高齢者介護用住宅費助成事業 (1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯 (2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯 2 自立高齢者等住宅改修費助成事業 (1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯 (2)前年所得税非課税の世帯	50万円/戸			随時受付	枠 1件	保健みらい課	0279-63-1311	https://vill.takayama.gun.ma.jp/08hokenmirai/korei-fukushi/korei-utaku.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	高山村重度身体障害者(児)住宅改修費補助	下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者及び児童(以下「障害者」という。)又は障害者と世帯を同一にする者(以下「改造者」という。)が、住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対して、この要綱の定めるところにより、補助金を交付し、その福祉の増進に資する補助額は、改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額とし、補助限度額は、補助基本額600,000円の6分の5の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。	次の各号のすべてに該当する者のために行う新築等を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他村長が特に必要と認めた改修工事等、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。ただし、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具(住宅改修)の給付対象となる工事については補助対象としない。この場合、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおそれらの給付額を超える改修経費がかかる場合にはその超過額を補助対象とすることができる。 (1)村内に住所を有する者居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本村の住民票に記載されている者 (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 (3)身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生労働省令第15条)別表第5号により、次のいずれかに該当する者 ① 下肢の障害者で1・2級の者 ② 体幹の障害者で1・2級の者 ③ 下肢及び体幹の重複障害者で1・2級の者 ④ 視覚の障害者で1級の者 ⑤ 上肢の障害者で1・2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者) (4)当該年度の市町村民税所得割額160,000円未満の世帯に属する者	50万円/戸			随時受付	枠設定無	保健みらい課	0279-63-1311	https://vill.takayama.gun.ma.jp/08hokenmirai/shogai-fukushi/hoio-utaku.html	
住宅リフォーム資金	助成	高山村住宅リフォーム補助金	補助対象住宅 ・個人住宅・併用住宅の個人住宅部分 ・高山村に生活基盤を置くことを目的に取得した空き家等 村内の施工業者による工事金額20万円以上の補助対象住宅へのリフォーム工事 当該住宅についての補助は一度のみ 他の制度との併用は不可 電化製品の取付・更新は不可	①高山村の住民基本台帳に登録されている者で、引き続き5年以上高山村に生活基盤を置く意思があること ②世帯全員が市町村税及び使用料等を完納していること ③空き家等の取得等によって高山村に転入する場合は、高山村の住民基本台帳に登録された日から起算して5年以上高山村に生活基盤を置く意思があること	50万円/戸			随時受付	枠 20件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/utaku-reform/reform.html	補助の対象とならない場合があるので、事前に担当課へ連絡すること
合併処置浄化槽設置費	助成	高山村合併浄化槽設置費補助金	合併浄化槽の新設工事を行う者に対して、補助金を交付する。	①高山村に住所を有し、農業集落排水事業実施計画区域外の地域で合併浄化槽を設置しようとする者 ②村内に住所を有する者	5人槽 27.9万円 6~7人槽 36万円 8人槽以上 47.7万円			随時受付	枠 6件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/iokaso-gappei-iokaso.html	設置計画がある者は、事前に担当課へ連絡すること
合併処置浄化槽設置費(村単独)	助成	高山村単独事業合併浄化槽設置費補助金	農業集落排水事業実施地区以外に新規に住宅を建設し合併浄化槽の新設工事を行う者に対し、村単独で補助金を交付する。	①高山村に住所を有し、農業集落排水事業実施計画区域外の地域で新規に住宅を建設し合併浄化槽を設置しようとする者 ②村内に住所を有する者 ③世帯全員が村税及び使用料を完納していること	5人槽 13.95万円 6~7人槽 18万円 8人槽以上 23.85万円			随時受付	枠 6件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gun.ma.jp/07kensetsu/iokaso-gappei-iokaso.html	設置計画がある者は、事前に担当課へ連絡すること
太陽光発電設備設置費	助成	高山村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付する 発電システムの定義：低圧配電線と逆潮流有りで連系する住宅の屋根等への設置に適した太陽光発電システム(建売住宅提供者等から購入する居住実績のない発電システム付住宅の発電システムを含む。)	①村内に住所を有する者(法人は除く。)で自ら居住する住宅等に設置される発電システム。 ②発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、第8条に定める実績報告書を提出。 ※発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし世帯全員が村税等を滞納していないもの。	7万円/KW (上限20万円)			随時受付 (但し、工事完了届を年度末間に提出できるもの)	枠 4件	地域振興課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gun.ma.jp/02chiiki/taivoko/taivoko-hoio.html	集合住宅は除く
耐震診断費	助成	高山村木造住宅耐震診断者派遣事業	社団法人「群馬県建築士事務所協会」に登録された木造住宅耐震診断調査資格者による財団法人日本建築防災協会が発行している「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいた一般診断法により木造住宅の地震に対する安全性の評価	高山村に存する対象建築物を所有する者 対象建築物 (1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの	耐震診断に要する費用 ただし、耐震診断者の交通費は申請者が実費負担			随時受付	枠 2件	建設課	0279-63-2111		
薪ストーブ設置費	助成	高山村薪ストーブ購入補助金	温室効果ガスの排出削減への意識付けに寄与するため、薪等を燃料として使用するストーブ等を購入する費用に対して、予算の範囲内において購入費用の一部を補助	次に掲げる要件を備えている者で、当該補助金の交付を一度も受けていない者 (1)村内に住所を有し、かつ、居住していること。 (2)放置されたままの間伐材の処理、利用に努めること。 (3)購入した薪ストーブを設置し、適正に維持管理できること。 (4)村税及び使用料等を完納していること。	10万円/基			随時受付	枠設定無	農林課	0279-63-2111		